

### 3号機における協力企業作業員の体内への放射性物質のごく微量な取り込みについて

#### <概要>

##### (事象の発生状況)

- ・平成 22 年 8 月 23 日、定期検査で停止中の 3 号機で弁の分解点検作業を行っていた協力企業作業員 1 名に放射性物質の身体への付着を確認しました。
- ・本日、再測定を実施したところ、体内にごく微量の放射性物質が取り込まれたことを確認しました。

##### (今後の対応)

- ・今後、原因について調査します。

##### (外部への放射能の影響)

- ・外部への放射能の影響はありません。

##### (公表区分)

- ・本事象は公表区分Ⅲ（信頼性向上のために公表する事象）としてお知らせするものです。

詳細は以下のとおりです。

## 1. 事象の発生状況

平成 22 年 8 月 23 日、定期検査で停止中の 3 号機の原子炉建屋内の圧力抑制室エリア（管理区域<sup>\*1</sup>）で、弁の分解点検作業を行っていた協力企業作業員 1 名に、放射性物質の身体への付着を確認したため、ホールボディーカウンタ<sup>\*2</sup>で測定を実施したところ、午後 11 時 15 分頃、当該作業員の体内にごく微量の放射性物質が取り込まれた可能性<sup>\*3</sup>があることがわかりました。

このため、本日、当該作業員について再測定<sup>\*4</sup>を実施したところ、午前 10 時 25 分、ごく微量の放射性物質の体内への取り込みを確認しました。

今回の事象により今後 50 年間に受ける放射線の量は約 0.004 ミリシーベルト<sup>\*5</sup>と評価され、胸部エックス線検診 1 回分（約 0.05 ミリシーベルト）より低く、身体に影響を与えるものではありません。

## 2. 今後の対応

今後、原因について調査します。

## 3. 外部への放射能の影響

本事象による外部への放射能の影響はありません。

**\* 1 管理区域**

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。

**\* 2 ホールボディカウンター**

体内にある放射性物質を体外から測定する放射能測定装置。

**\* 3 ごく微量の放射性物質が取り込まれた可能性**

内部放射能測定の結果を、過去の平常時の測定平均値と比べて平均値から統計的な変動にもとづくばらつきの幅を超えた場合等に、体内への放射性物質の取り込みの可能性があると判断する。

**\* 4 再測定**

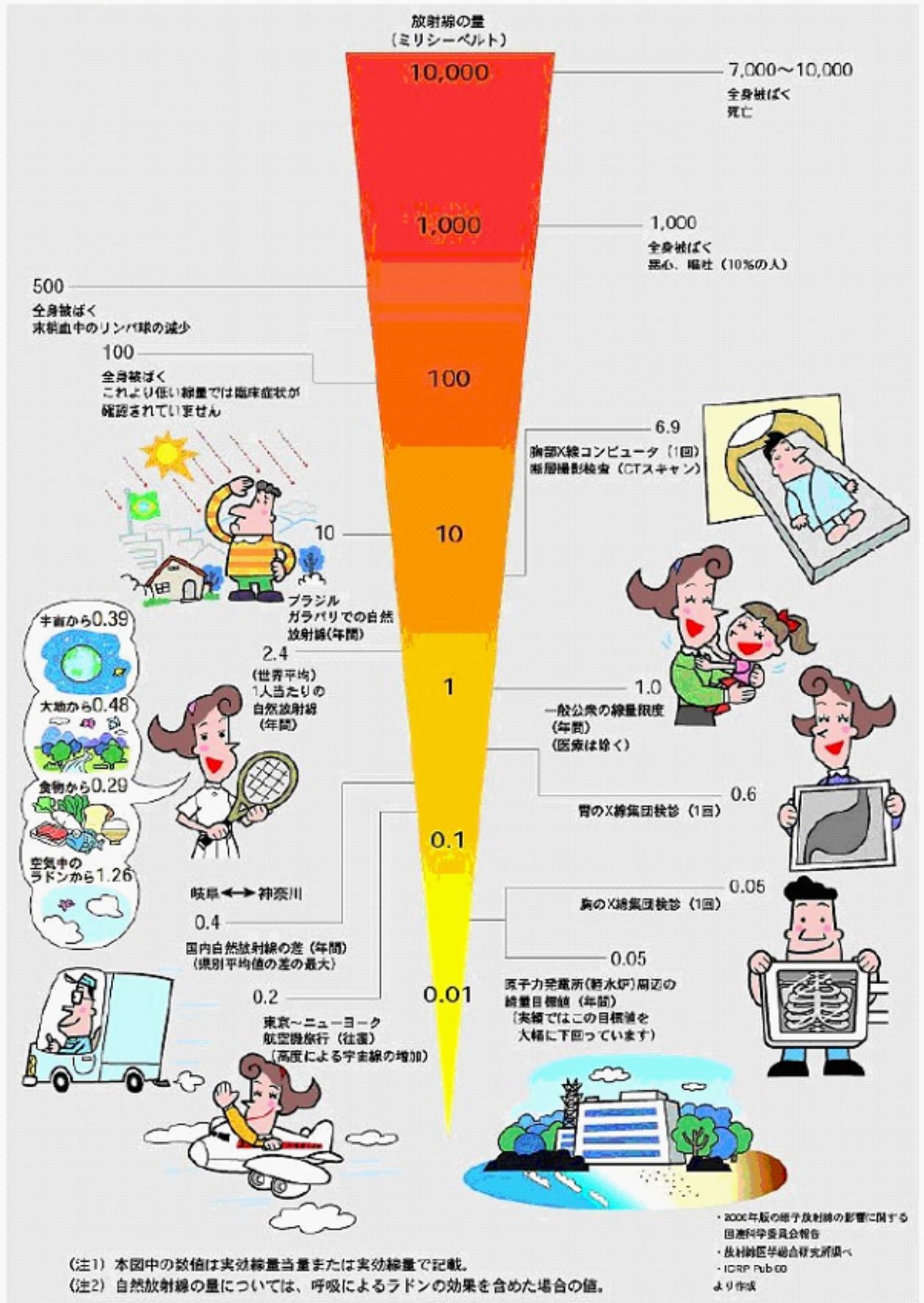
今回の事象のように、体内への放射性物質の取り込みの可能性がある場合、測定結果が身体表面に付着した極微量の放射性物質による可能性もあることから、翌日、再度測定を実施することとしている。

**\* 5 シーベルト**

放射線が人体に与える影響の度合いを表す単位。

法令で定める線量限度は、年間 50 ミリシーベルト、かつ 5 年間で 100 ミリシーベルト。

# 日常生活における放射線量との比較



本事象における放射線量

約0.004ミリシーベルト